

第6回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成30年3月13日（火） 14時～16時

【場 所】 甲賀市役所 別館2階 203会議室

○出席者

委 員：15名（委員総数15名）

安達委員、池田委員、澤委員、中川委員、中島委員、西村委員、波多野委員、本馬委員、水上委員、森地委員、藪下委員、吉田委員、神山委員、中沢委員、秀熊委員

事務局：岡田、清水、伊藤、福田

傍聴者：なし

○議 題

1. あいさつ
2. 第5回会議録の確認について
3. 地域マネージャー（集落支援員）制度について
4. 自治振興交付金の有効活用について
5. その他

1 あいさつ

○中川委員長

前は、西村副委員長に進行をお願いしました。会議録を見ましたら、中身が深まった議論をしていただけていました。本日もよろしくお願いします。

2 第5回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第5回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」については、ご確認いただき、発言趣旨に修正があれば、3月23日までに事務局までご連絡をお願いします。事務局で修正をしたのちホームページに公表することとします。

—— 全員了承 ——

3 地域マネージャー（集落支援員）制度について

○事務局

資料3「地域市民センター職員研修等計画修正案」の説明

○中川委員長

報告ということで承諾いただきたい。

—— 全員了承 ——

4 自治振興交付金の有効活用について

○事務局

資料1「自治振興交付金検討資料」

資料2「平成28年度自治振興会取組事業一覧」について説明

○中川委員長

意見をいただく前に、私から一言。私は伊賀市、名張市、東近江市、草津市で、住民自治協議会システムの立ち上げに深く関わってきましたが、甲賀市は、他市と比べて多額の金額を出しています。

名張市では区長会、地域振興会、自治会の会長に対して委嘱状を出して半公務員の扱いをしていたのを廃止しました。それに伴い、区長に対する報酬や研修費を全廃して、その予算5,000万円弱を、新しく出発する住民自治協議会、地域づくり委員会に人口割・面積割で配分しました。それをスタートとして何年か経過するなかで、事務費の積み増しや割り振りを変えるなどしていきました。

高齢化・少子化・人口減少は食い止めることは無理です。それを覚悟して地方自治体を維持していくための方策として、団体自治（議会及び役所）と、住民自治（地域を自分たちで治めていく住民の皆さんの力）と相互乗り入れさせることによって甲賀市という新しい自治体を維持していく、そういう新しい参画と協働の革命を起こそうということで地域づくり組織が必要になるのです。これを基本的に認識していただきたいと思います。

今までより楽になることはありません。致命傷になるところは全部パッチを当てていこうとするものです。そのために、地域でなければできないことは地域でやる、行政でなければ無理なことは行政でやるという仕切りをしたうえで、仕組みをつくり直すという話です。これの見事な例が、東近江市蒲生地区のまちづくり計画の役割分担表に現れています。西村副委員長はそのお世話をされて、タウンマネージャーとして有名な方なので、この委員会の委員となっていてよかったと思っています。

これから自治振興交付金の議論をしていきますが、これだけの金額がいつまでも出るとは限らないという覚悟がいるということです。減っていくときに、地域でビジネスを起こしてお金を稼ぐかという話が第2、第3ステップに出てくると思います。そういう共通認識を全体でもって議論するほうが、いい議論になるような気がします。

それでは副委員長から今日の論点を簡単に整理していただきたいと思います。

○西村副委員長

自治振興交付金は、基礎交付金、区活動交付金、事務加算金、事業加算金がありますが、そもそもこの4つの区分が本当に必要かということです。

区活動交付金は、交付する必要があるのか。東近江で自治会支援をどうしているのかというと、行政事務の委託ということで自治会にお金を出して、区活動交付金のような活動自体に対しての交付金を出していない。

基礎交付金も、消防とか土木補助については、悪くなったらすぐに回復をしないといけないのでその都度申請して、プールするという形はありません。

区活動交付金は、そもそも自治振興会を通してこれを出さないといけないのか。東近江では自治会の連合体に対して出しています。

事務加算金は、現在、事務員賃金とか役員手当が均等割により交付されている事務加算金から出されていますが、地域によってバラバラなので、これをどのように捉えて改善していくか。

事業加算金は、均等割と人口割しか入れていないのですが、面積割の導入を検討できるのか。東近江は面積割も加算されていました。

以上の論点で議論してもらえないかと思っています。

○中川委員長

ここでいう事業加算金は、ほかの自治体と違って、均等割・人口割の上乗せ分という意味です。したがって、この事業をやったらこのお金を出します、この事業をやらなかったら出しませんという事業加算金ではない。むしろ基礎交付金の補正交付です。地方交付税交付金に似ている。

○事務局

事業加算金に余剰金が出たら返してもらおうことになっています。

○中川委員長

だから人口・面積割補正交付金です。伊賀とか東近江では、この事業をやったらこの加算金をつけるというメニューが出ている。

○西村副委員長

各地域で特色ある事業の提案をして、それが採択されたら交付をする。

○中川委員長

先ほど水を注すようなことを申しましたが、1億6,000万円も交付金に使える自治体はもうないと思います。名張は4,800万からスタートしたし、伊賀も7,000万ぐらいだった。どうすればこれが生きた金になるかという話をさせていただいたらいいと思います。では順番にご発言ください。

○水上委員

鮎河自治振興会では、地域別課題という形で、山城を使って地域おこしをしようということで、2年にわたり地域にある4つの戦国時代の山城の整備を主体になってやっております。4つの城に看板を立てるなどに事業加算金を使っています。それとは別に、提案モデル事業ということで、最大額50万円で山城の整備をしています。

それ以外はなかなか、地域の体力不足や、一つのものを目指して動かない面もあって、提案しても続かないという形が続いていますので、計画をもう少し練り直して、皆さんが「これだったらできる」という事業をしたいと考えています。

予算が年度末に余ると、次の年度から減額されるので、年度内に使ってしまわないといけないという意識が働いてしまいます。

○森地委員

佐山学区は4区ありまして、それぞれの区が公民館活動を行っています。交付金と事業加算金の使い途は、事務手当は若干使いますが、敬老会とか文化祭は各区でやっていますので、自治振興会の行事は区とバッティングしないようにしています。

次年度は自治振興会の行事を減らして、お金が余れば返せばいいのではないかと話になっています。

○藪下委員

自治振興会の運用資金のメインは事業加算金になります。

基礎交付金（敬老分と防犯灯分）は区・自治会へ直接ですから、自治振興会がそれをどうこうということは綾野自治振興会ではありません。

基礎交付金（その他）で足りないところは、特にごみステーションは区長会を通じて事業加算金からも支出します。つまり区長会で運用しています。ただ、区・自治会が組織されていないところにはいかない。

基礎交付金は、事業加算金へ移してはどうかと思っています。

事業加算金については、今の事業加算金を減額して、その分をテーマ型の手あげ方式でいいのではないかと。極端な例ですが、そういう形のほうがより活発に動くのではないかと思います。余ったら返すとか、無理に使うということがなくなる。それを提案したいと思います。

区活動交付金については、綾野自治振興会は区長会も一緒になっているから、自治振興会が窓口で区長会に流しているのが実態です。

事務加算金は、われわれの活動からいうと事務員のアルバイトの賃金で目一杯です。だから役員はボランティアで、費用弁償で月1回の役員会に出たら例えば何百円とか、年間4～5,000円の話です。人材不足の点からいくと、そこも良い方向にもっていかないといけない。

指定管理もあると思うのですが、何とか指定管理ができるような力をもって、そこから報酬も得られるような形になればいいなと思っています。

○中川委員長

東近江は住民自治協議会も公共施設はほとんど指定管理を引き受けています。

○吉田委員

大きな地域の立場から話をさせていただきたいと思います。希望ヶ丘学区自治振興会は、人口密集地域に長年かけて多くの団体が複雑に構成され、からみあって活動しています。皆さんにはそれほど長い期間と思われなくてもかもしれませんが、7年間この自治振興会を地域の方々はかなり多くの労力を割いて運営されてきました。自分の団体の形を変え、いろいろな団体を統廃合して一つの団体をつくってきた7年間でした。

結果、金額がどうか、配分がどうか、そういうことを今いわれても、地域で対応するには、変更してから相当な時間がかかると思います。活動のなかでも8割が地域の調整に及ぶぐらいです。7,300人住んでいて30の団体がひしめきあって競争しているので、変えるのは仕方がないと思いますが、そこまでしっかりと目を通して判断をしていただきたいというのが私の思いです。

3,200世帯、7,300人が住んでいますので、事務局員の配置は必要不可欠です。道路の問題から、ネコがいなくなった、人がなくなった、独居老人の問題とか、多種多様な話でひっきりなしに電話が鳴りますので、事務局員は必要です。小規模多機能自治機能を進めるのであれば、違う形で事務局経費を用意していただけると嬉しいです。

直接交付については、区・自治会に基礎交付金と区活動交付金を市が出さないのは、区・自治会に振り込むのにすごく手間がかかるので、自治振興会を通してと聞いていますが、これは筋が違うと思うので、市のほうで改善可能だと思います。

ただ、基礎交付金と区活動交付金を振興会が振り込むという行動をもって補完性の原則をきかせて、地域内で従属性をつくっていますので、これを変えると自治振興会と区・自治会が大きく離れることになると思います。

そういうところが課題の話ですが、これも市から住民自治なので自由に決めてくださいといわれた結果なので、単なる多様性の一つではないかと思っています。課題に書かれている問題は起きて当然なので、私たちの頑張った結果だと思っています。なので、課題として挙げられていますが、課題ではないと思う部分も多くあります。

自治振興会のエリアの設定の仕方は、再度確認をしていただきたいと思います。例えば、みなくち自治振興会と岩上自治振興会の2つの自治振興会は、水口小学校区のなかにあります。これを均等割すると不公平な部分が出てきますので、このあたりはしっかりと定めるべきだと思います。

小学校区、学区、区、自治会の定義があまりにもバラバラで、うちの場合は敬老会

を、一つの区は非自治会員の方も入った形で区として運営して、もう一つの自治会は非自治会員の方は呼ばずに自治会として運営しています。

ただ、この自治会と区は甲賀市においては同じ扱いになっていて、うちでは問題が起きています。定義から確認をしないと難しいのではないかと思います。このへんの微妙な掛け違いが大きな問題を生んでいると考えています。

7年かけてきたので、この短時間で説明できない部分もあります。せめて作業部会をもって、一つひとつひもといで議論をしていただくほうがありがたいと思います。

○神山委員

信楽学区自治振興会は3分会に分かれていて、大きいところと小さいところ（50軒ほど）の差が大きく、大きいところは人材がある程度おられるので活動がやりやすいのですが、小さいところは人的資源の問題で活動できないというところもあります。加算金、交付金の算定方法は、見直していく部分は見直していくべきだと思います。

人的なことでは、信楽学区自治振興会3分会で地域マネージャー1名ですので、小さいところにより厚く人的なものが補充される形ができればと思います。

○秀熊委員

甲南町中部地域市民センターに勤務しています。もともと甲南町は各区単位で事業をしている町でした。現在もまだそうした形が残っていて、自治振興会という組織は設立したものの、それぞれの区の活動が中心となっています。

基礎交付金と区活動交付金はそれぞれ区へ渡していますが、事業加算金は、学区で統一した事業を執行するため検討していただいています。区単位の活動が中心であるため統一したソフト事業ができないので、事業加算金を使うのはほとんどハード整備です。そのハードもほぼ終了して、ソフト事業に移行していく時期に来ていますが、どういう事業に有効に使っていったらいいか模索している状況です。

そのなかで、区長さん方からは、いろいろな施設や道路の修繕などを市に要望しても、予算がないので事業ができないということが多いため、自治振興交付金を修繕等に使えていけたらよい、というご意見は常々聞いています。

○中沢委員

伴谷地域市民センターでばんたに自治振興会の支援をしています。事業加算金は、自治振興会設立前の公民館事業をほぼ継続して実施しています。

事業加算金については、提案をして審査をするという方法がいいと思いますが、自治振興会が、取り組まれない恐れもあります。話のもっていき方が今後の課題なのかなと思って聞いていました。

○安達委員

私は自治振興会の立場ではないので申しあげにくいのですが、皆さんのお話を聞いて、地域によって人材のこととかお金の使い方とかいろいろな問題がありますので、お金の使い方でごんじがらめにするのはいけないと思います。人材不足で事業ができないところに、テーマ型で私たちの力がつなげて何か事業ができるとか、私たちの力が活けるとか、そういうことができたらいいなと思いました。

○池田委員

テーマ型団体の立場からいうと、われわれの近所でも東海道を盛り上げようという形でみなくち自治振興会が活動しておられますが、地域に住んでいる方限定みたいに見えるのがもったいないと思うのです。

われわれは、事業加算金の10分の1で市民が喜んでいただけるものがしたいという視点で動いています。市の立場からは隅々までくまなくということでしょうけれど、お金をせっかくもらったし年度末に慌ててなにかやろうというようなもったいないことは、しなかったらいいと思うのです。

儲かったら返すというシステムについて、一般企業からいうと、儲かった分は自分たちのもので、それで楽しいことをするのが生きるということですので、余って返すくらいなら儲かる事業はしないというのでは意味がないと思います。

○澤委員

信楽学区自治振興会の3分会を合併して一つにしたいと思って去年根回しをしたのですが、他の振興会から断られました。予算とか人の問題もあると思いますけれど。合同で事業をやれば楽ではないかと提案しましたが、大きいところはいいけれど、小さいところは飲み込まれて、そんなところに行っても楽しくないと、今も分会ごとにやっています。

事業加算金は、長野区でやってきた行事にまず充てています。去年まではちょっと違ったのですが、私になってからは先に事業加算金を使って、足りない分は長野区から補填しています。

区活動交付金については、信楽地区だけ特別扱いという形で、一方的にそれを削除すると答えが決まっているように課題として書いてありますが、突如なくすのはきついで、先に信楽地区で諮るなど、丁寧な対応をいただきたい。

○事務局

課題の1つとして挙げたもので、削除と決まったものではありません。地域事情に応じた対応をしている状況を共有していきたいと思います。

○澤委員

信楽地区に、これに対する代案とかを出してもらわないと、信楽区長会として賛成

できない部分もあると思いますので、その点はうまく進めてください。

4月から地域マネージャーが配属されましたが、信楽学区自治振興会は3分会で一人ですので、引っ張りだこでかわいそうな面もあると思うのですが、振興会としてはいろいろご支援をいただきたいと思っています。

○中島委員

大原自治振興会です。交付金等については、助成金という方向で計画して申請するのはいいのですが、未知の課題に取り組んでいくときに、早くから決められない。そうでなくても、走り始めて、夏頃にいいなと思う事業が見つかって、予算的には次年度に回さないといけない。もっと融通を利かせるようにうまくできたらいいなと思っています。

私の交付金の捉え方は、区活動交付金は区のほうにストレートに交付し、事業加算金は振興会へと考えています。区は、人口も減っているし、事業を精査しながら守っていくことしかやれないだろう。振興会は、人口減に関係する新しい課題解決の仕組みづくりに専念したい。

発足当時は4部会をテーマ別に設置し、区からの代表に担っていただいていたのですが、それだけではうまくいかないのが、手あげ方式で、今必要な課題の4つのプロジェクトをつくりました。その両方でやっているわけですが、プロジェクトのなかでテーマ型のいろいろな組織と、地域内に限らず地域外とも必要ならつないで地域を活性化していこうとしています。

そのなかで、収入が発生するとお返ししてきたわけです。返すのは、一つの理屈ですけれど、私としては、例えば1,000円いただいて有効に使って3,000円儲けたら、それは次の事業拡大に欲しい。それを返したら、また1,000円から始めないといけない。これからはプロジェクト重視ということで、どんどん金を有効に使っていききたい。交付金が余ったら、無理して使うことはよくないけれども、これからはそういう方向で考えていききたいと思っています。

甲賀町は3小学校区あり、事業は3学区で共通してやれるものは一緒にやろうとしているのですが、将来的には自治振興会を中学校区ぐらいにしたいと考えています。

○波多野委員

自治振興会に直接関わっていないのですが、雲井自治振興会のイベントを手伝った関係でこの委員会に参加しています。地元の小原自治振興会と雲井自治振興会と両方見ていると、同じ信楽地域内であっても自治振興会の活動の規模がまったく違ってきます。

小原自治振興会は、区の力のほうが強くて、敬老会もイベントも区ごとで、神社も各地域にあるので地区ごとになっています。

雲井自治振興会もそれは同じですけれど、自治振興会として雲井全部で一つの事業

として紫香楽宮プロジェクトをやっておられます。

地域のなかに温度差があって、私のようなよそ者が入って自治振興会とつながりが深まると、よそでプロジェクトに関わってきた人が入りにくい状況になって、連絡が来なくなったり、イベントの直前に手伝ってくれといわれたりします。最終的にのけ者にされるような状態になります。自治振興会はその地区の者という認識をしていたので、仕方がないのかなと思っていたのですが、大きな事業は人が足りなくなるので、もっと広い目で関わられるような、うまいつくり方ができないのかなと思います。

区活動交付金については、信楽地域だけ「旧来の慣習の地域の数を乗じて得た額を加算する」というものが残っている理由が理にかなっているのか知りたいと思います。

○本馬委員

私は社会福祉協議会から参加しています。

皆さん方から交付金が減るのは厳しいというお話を聞いたうえで申しあげるのは心苦しいのですが、社会福祉協議会が地域活動に対して助成事業等をしているなかで基調としているのは、基礎交付金的な発想のもとで、これは最低活動していただきたいという部分プラス、こちらでいう事業加算金になると思いますが、その地域の課題解決のために自治振興会組織があるというならば、その地域の特性とか工夫という部分で申請式の事業交付のほうが公平な感じがします。

この地域にはこういう事業が必要なので交付金を申請しますという形のほうが、地域の方たちも、このためにやっていくんだという意識が生まれると思います。

税金ですので、生きたお金にしていく必要があると思うので、正しく使っていただく仕組みを市としても考えていただけたらいいのではないかと思います。

○中川委員長

皆様のご意見は一つひとつ身にしみる切実な話ばかりで、この場でこうしようという話にならないのはご理解いただけだと思います。そこで、吉田委員がおっしゃったように作業部会をつくったほうが、納得のいく議論ができるのではないかと思いますので、事務局と吉田委員と話しあって次回に提案してもらったらどうでしょうか。

それに向けて、作業部会で議論してもらい論点を整理しようと思います。今日かなりはっきりしてきたと思うことがいくつかあります。

ただ、皆様方の頭の中は、公平・平等にという正義感が極めて濃厚に支配しているような気がします。それは捨ててほしいのです。金銭的なルールは統一したらいいけれど、その適用に関しては地域のばらつきとか実情・実態に応じた不公平感はいくらもつきまとうと思います。あそこの地域は人口が多くて若い人も多い、だから事務をしてくれる人もたくさんいて楽だ。うちなんか人口も向こうの10分の1しかないし年寄りばかりでとてもそんな力はない。そういう不公平感を金銭の面であがなうような手法はないと思います。ではどうするか。お金の支給に関するルールだけ

は、透明化して一定の納得のもとに共通ルールをつくるということにしましょう。

そこで、これは事務局で検討してほしいのですが、余ったら返せという補助金システムをやめて、返す必要のない交付金方式に全面的に切り替えて、将来のための貯金とか基金に貯めるのが可能な方式にしたらどうか。事業をまったくせずに金を貯めている場合は、誰が裁くのかというと、それは住民が裁いたらいいと思います。ひたすら切り詰めて貯めるところもあるかもしれないし、湯水のごとく使ってなくなったらみなから巻き上げたらいいいという地域があってもしょうがない。これこそ住民自治です。それに踏み込みませんか。

ただ、使い方があまりにめちゃくちゃだったら、これは公共団体に対する公金交付ですので住民監査請求が及びます。当該地区の住民以外の住民からも、監査請求ができます。従来の区長会とか自治会は会員の範囲のなかだけの自治ですが、これは市の公金を使っていますから全住民がその権利を行使できます。その緊張感だけはもってください。それぞれが貯めてもいい方式に変えられないか、これを考えてください。儲けた金もストックしていいし、むしろ儲ける金でやるという発想にしたらどうか。

○ 藪下委員

それはできますよ。綾野は特別会計ということで貯めています。

○ 中島委員

市職員さんの意見は、そうじゃなかった。

○ 中川委員長

同じ交付金のなかで、あるものは返せといわれる、あるものは構わないといわれる、それがよくわからないから、ルールを明確にしないと。

○ 吉田委員

再分配が禁止されていて、組織にプールするのは違反です。

○ 中川委員長

今の議論は、自治振興交付金だけではなく、内部で会費としてもらう会計の話が混線しているかもわからない。自己資金は返す必要はないわけです。そのあたりは整理して、完全交付金方式に切り替えるという論議を出してもらったらどうでしょうか。

2つ目は、振興会と区の行事とのすみ分けです。バッティングに非常に神経を使っておられる。これは各振興会単位で自治のルールに従って役割分担を決めてください。Aの地区では運動会は振興会がやる。Bの地区では運動会は区でやる。できるところがやるという、補完性原則で動いてもらったらいい。小さな単位でしかできないことは小さな単位でやる。中くらいの単位でしかできないことは中ぐらいの単位でやる。

大きな単位でしかできないことは大きな単位でやるというのがルールで、それプラス、小さな単位でもできるのだったら小さな単位でやったらいい。その分振興会の予算は楽になるかもしれないし、人的な消耗も楽になるかもしれない。だから振興会ごとに単位が違って構わないのです。区長会とか自治会がしっかりしているところは、振興会はより広域的・専門的な仕事にシフトしていこうというはずみがつきます。

もう1つ、事業加算金は、インセンティブの働く、やる気の出るような事業加算方式を考えられたらどうですか。むしろ事務局のあげた問題意識のなかに、やりたかったらこれでお金が出ます、やらなかったら出しませんというのが書いてあります。

面積割については、むしろ基礎交付金の部分に入るべきではないかという気がします。これはまた検討してください。

区、自治会、学区は、手引書で定義をきちっとしてください。名張市は、自治会、町内会、隣組、区長会は基礎的コミュニティに区分して、自治振興会は条例もしくは規則上で定義されている公共団体と位置づけています。ここは大事なところで、公共団体あるいは準公共団体と定義されているものは市民統制の対象になりますから、よその地区の人はずちの振興会に口を出さないでくれとはいえません。金の使い方をはっきりしてくれといわれたら公表しないとイケません。いつでも出すという構えが必要になります。そのへんの仕分けはしておいたほうがいい。

自治会と町内会は民間団体ですから統制がきくのは加入者のみです。ですから振興会は、自治会の加入率が低い地域に関しては、準自治会的仕事もせざるを得なくなる。逆に、自治会の加入率が高いところは、自治会に入っていない人にサービスの漏れ落ちがないか、逆に少数者に目配りする仕事がしやすくなる。そういうことを頭に入れてくださったらどうでしょう。

どの経路で区活動交付金を支給したらいいかという話は、公共団体である振興会経由で自治会、区長さんにお金を渡すのが正しいと思います。名張では、しっかり頑張ってくれている区長に一銭も払わなくてもいいのかというから、地域づくり委員会がもらった予算のなかから区長さんの分を前と同じに取って渡したらよろしいと言いました。それで解決です。別の新興住宅団地は、お金は一銭もいらんという自治会長ばかりだから引き続き0にしました。年間7～8万円もらって気分が重たかったのが、それでスッキリしたとっておられた。その反対に、郡部のほうでは冠婚葬祭のおつきあいで大変な思いをする自治会長もおられるから、そこは引き続き渡しするという振興会もあります。これが自治会だと思ふのです。

信楽の特例については、作業部会で検討したらいいのではないかと。信楽が合併する以前からもっていたルールなので、仮に、信楽のその特例は全市的に適用すべきルールだということのなら、逆にその信楽の特例を生かした交付金方式を全市的に広げたらどうですか。そういう考え方もあると思います。

以上が私の整理です。そういう基本を押さえたうえで、作業部会で納得できる議論をするほうが次のステップに進みやすいと思います。ここは西村副委員長、吉田委員

と、あと何人かご苦労してくださっているメンバーの方に入っていていただいてルールづくりをしてくれませんか。解決のコツは、理屈だけ切り替えて、今もらっているお金が大きく変わることがないような組み替えをすることです。

事務加算金は、ほとんど事務員を雇わず、役員に払っているのは間違っていないと思います。役員は事実上事務員をやっているのだから、当然の経費として差し上げるべきだと思うのですが、役員がもうその任に堪えられない、会長兼事務長はしんどいというときは、この事務加算金で事務員を雇うという考え方でいいのではないかと。長続きするためには会長と事務局長は分離すべきだと考えています。ただ、小さな組織ではむしろ非効率の場合もありますので、いろいろなパターンに全部うまく適用できる、やわらかいルールになったらいいなと思います。

事業加算金については、ハードにお金を使っているという話が出ていましたが、役所がやるべきことなのか、地域でやってもらうべきことなのか、役所のほうで交通整理をしてもらえませんか。山城の整備とかはむしろ行政がやらないといけないのか、そうではないのか、その土地の所有権がどうなっているのかによって違いますから、それを整理したらどうですか。

○事務局

水上委員の鮎河自治振興会では、地域にある城跡等の資源を目立たせるというところまで教育委員会では手が出せないのので、協働の提案事業ということで自治振興会から提案いただいて、歴史文化財課も関わりながら整備をしています。

○中川委員長

よく似た事例が奈良の平群町でもあります。島左近が本拠とした樅井城や松永弾正が信貴山に居城を構えていたり、出城があるのです。それがみな民間の山なのです。その地主さんをお願いして許可を得て、住民団体が補助金をあちこちから引っ張ってきて整備しておられる。交通整理をしていただいたらと思います。

防犯灯は、ここは地元負担ですか。

○事務局

行政がもっている防犯灯もあるのですが、基本的に集落内の防犯灯の整備は区・自治会で、電気代は区・自治会が払って、蛍光灯のLED化とか器具の更新は自治振興会と連携して自治振興交付金を使ってやっているところが多いです。

○中川委員長

防犯上の必要性が高いところはそれだけお金を使う確率も高いし、ちょっと気の毒な話になります。防犯灯は電気代も含めてすべて行政が負担する自治体もある。

○水上委員

私の地区では、交付金でLEDに全部替えられて、ありがたいと思っています。

○中川委員長

愛知県の豊田市は各地域自治体に1億近い交付金を渡して、やってほしい公共事業をあげてもらって、そのお金で公共事業を優先的にやっていくというのだけれど、それはペテンだと私は怒っているのです。行政が負担すべき公共土木事業を、住民にアンケートしていちばん欲しいのをやってあげるといっているので、この1億円を住民がもっているみたいに思わせているけれど、これは違う。箇所付けしているだけです。

ここは大きな公共土木関係を自治振興交付金でやる事業はないですね。防犯灯、消防ホース、防災備蓄ぐらいですか。

○吉田委員

LED化は7年間で1,400万円ぐらいの工費でした。

○中川委員長

LED化、消防ホース、防災備蓄品は、住民自治に負担させるべき事業かという気がする。

○中島委員

振興会内でもそういう意見があります。防犯、消防は安全面優先で行政が全部しないといけないものです。消防でも、区に管理は預けてあるけれど、こっちで火事が起こっても、市の行政のなかで動くから、放っておく場合もあるわけです。大変な議論になるなということ、そのへんはグレーゾーンです。

○吉田委員

自治振興交付金でいくと減価償却が大きな問題なのです。8年後、10年後に更新期が来たときに交付金が小さいと、何千万というお金がかかるから地域はパンクします。地域から区長があげる課題や市への要望を自治振興会が受けてしまうと、地域から、お金をくださいとか直してほしいとかすごく言われますが、本来は行政窓口側の話なので、振興会がやるべきではない。

○中川委員長

そうです。だから作業部会でそういうことも交通整理をしてほしいのです。消防の話は典型的で、消防団は消防法に基づく組織ですが、機材などは団体自治が給付して、消防機能の担い手が住民にあるので住民自治消防ですが、住民自治だから消防に必要なものを全部住民が負担しろという話にはならない。それと同じことがいっぱいある。

○事務局

甲賀市は合併したまちですから、旧5町によって例えば消防のホースの整備の仕方も違っていました。あるまちは行政がすべて充足させていた、あるまちは区・自治会でやっていた、そこを甲賀市に合併するときに調整して、全部区・自治会で負担いただくことになって、そのための一部補助金制度をもっていました。自治振興会ができて、その部分を基礎交付金のなかに含めたので交付金を活用いただいているのが現実です。なので、合併のタイミングで一定の整理はされています。

○吉田委員

市は合併のときに区・自治会に移管して、そのまま区・自治会が整備しなかったら、一切その部分を整備しない地域があってもいいということですか。

○事務局

合併時の考え方は委員がおっしゃったとおりですが、消防機材については地元が整えるから補助金を出してくださいという形のほうが多かったのです。結論からいうと、自治会に任せますのでやってください、必要な経費の一部は補助しますという形態をそのまま今もやっているわけです。

○吉田委員

それが基礎交付金に入っているということですね。

○中川委員長

それならば、基礎交付金よりも事業加算金で補助していけばいいと思う。

作業部会で議論していただきたいのはそういうことです。事業加算金のなかに事業項目として起こしたほうがいいものを洗ってほしいのです。今の話でも、ホース取替の時期が来たら、申請して消防法の検査を受けたいうえで加算が認められる、そうなればスッキリする。それが邪魔くさいのであれば、危機管理課が一括してその補助金の管理することになる。住民側に責任をもっていくのは話が違うと思います。

○澤委員

長野区は年に1回消防団が点検して、各町内単位に機材の交換が必要な場合は連絡して、長野区で補助金を申請して、自治会の分担金と区・自治会で補助金を出す。

○吉田委員

それはそうですが、誰がそれを整備するお金を出すかが決まっていない。

○澤委員

地元で決めて申請を出して、振興会で調整して分担している。

○吉田委員

そうやって決まりをつくっておられるところもあれば、うちのように誰が整備すべきなのかが決まっていないところもあります。

○澤委員

一度にやるとホースの取替えに1,000万~2,000万かかるから、順次やっています。

○吉田委員

それを自治振興会の事業加算金で出すのかどうか。

○中川委員長

議論がまとまらないのは、旧町ごとの未調整のルールが結構あるように見受けられるから。それを全部出して交付金のルールのなかで調整できるようにしませんか。

○池田委員

うちの区のなかに2つ組があって、そこで唯一ぎすぎすしているのが、あの防犯灯は組のものだ、いや、区のものだという話です。

○中川委員長

区・自治会に100%加入していれば、その問題はあまり起こらない。ところが80%加入のところでは防犯灯を管理してくれといわれても、加入していない20%の人はただ乗りだから、そういうことは許せるのかとって感情論になります。それを避けるために、それは振興会でもちますという話をしたほうが丸くおさまる。振興会は全区民対象の公共団体ですから、自治会に入っていようが入っていないが関係ない。自治会や町内会は任意団体です。ただし、加入率99%だったら十分に公共団体です。

○事務局

考え方としては、既存集落を優先したまちの考え方で合併しています。

○吉田委員

違います。そこではないのです。5町が合併する前は自治振興会もなかったから、どこかの団体に継承されたはずで、それをなぜ自治振興会がということ。継承された団体に指導なり助言なりをしていただければいいのに、自治振興会に、消防ホ

ースを買ってくださいねという流れがくるので、もともと整備していないといけないのは誰なのかという話です。

○中島委員

振興会にそういう管理まで能力はありません。それは無理だ。

○吉田委員

だからその管理に人を30人充ててやるわけです。

○澤委員

それはしょうがない。3,200世帯あるのだから。

○吉田委員

しょうがないから頑張っているのです。

○澤委員

一人で抱え込むからしんどいのです。

○吉田委員

役員が一緒に悩んでくれてますし、いろいろな方がやってくれています。

○中川委員長

こういう議論が出てくるから、作業部会でないとできないと思うのです。今ここでその議論をやっていたら、まだまだ出てくると思う。しかも結論の出ない議論になるので、ある程度前さばきをしたうえで結論をどうするという腹づもりをして委員会に臨むほうがいいと思います。

以上で、今日議論すべきことの方向性はある程度出たと思いますが、何かご発言がございましたらどうぞ。

○藪下委員

事業加算金が余ったら返すというところで一つ提案したいのです。

今のシステムで事業加算金の積立ができるのです。事業加算金が余るところは、課題解決のための事業を計画して事業加算金を積み立てて、どんどん使っていく。単に残していくということではなくて、目的があることを明確にしながら積み立てを積極的にやっていくといいと思う。そうしたら、年度末間際になって消耗品とか備品を買い集めることをしなくてもよくなる。

○事務局

今も積立の場合は事業計画書を出してくださいといっています。

○薮下委員

現システムを採用しながら、うまく展開する一つの方法かなと思います。

○中川委員長

それでは、今日は円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。事務局に進行をお返しします。

5 その他

○事務局

次回委員会は5月24日木曜日午後から開催することとし、作業部会については人選、日程も含めて改めて相談させていただくということによろしいでしょうか。

—— 全員了承 ——

○中川委員長

この委員会の名前は「甲賀市市民参画、協働推進検討委員会」で、甲賀の自治振興会のあり方について検討する専門的委員会ではないことをご承知いただきたい。

行政がどれぐらい市民と協働できるのかという課題もあります。私たち住民が行政とどのように協働できるのか、ということについて、今は地域自治という形の住民自治のあり方に絞って協議しているのですが、その住民自治に行政からの支援員とか専門委員がどのように関わってくれるのかという協働方式を前回議論して下さって、今回はお金の話になりましたが、そもそも行政はどのくらい行政改革をして住民自治とアベックで進んでいく体質に変えていけるかという議論が残っているわけです。

例えばパブリックコメントの方法、タウンミーティングのあり方、審議会や協議会等への女性参画の増加、一般公募市民の意見聴取、広報形態のあり方、など、まだまだチェックをかけていくことが残っているのですが、今いちばん急ぐ重点課題としてやっているわけです。この課題は、この委員会の仕事の半分程度で、これが終わったら解散ではないということを入念に入れておいていただきたいと思います。

○西村副委員長（閉会あいさつ）

自治振興交付金の改善については、問題が累積しているので、作業部会を設置して、作業部会で、よりよい落としどころを探っていきたいと思います。